

第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和 7 年 6 月 20 日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第3回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和7年6月20日(金曜日)

午前9時59分開議

午前10時57分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第4号 令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第10号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 工事請負契約の変更について

議案第20号 専決処分の報告及び承認について

議案第21号 専決処分の報告及び承認について

議案第22号 専決処分の報告及び承認について

議案第23号 専決処分の報告及び承認について

議案第24号 専決処分の報告及び承認について

議案第25号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第2号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第6号 令和6年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての

うち

報告第7号 令和6年度熊本県下水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第8号 令和6年度熊本県下水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

②「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果(令和6年度)

出席委員(8人)

委員長 西山宗孝

副委員長 城戸淳

委員 吉永和世

委員 坂田孝志

委員 楠本千秋

委員 本田雄三

委員 住永栄一郎

委員 斎藤陽子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 藤田武志

総括審議員

兼河川港湾局長 西田将人

政策審議監 植場泰三

道路都市局長 奥山和弘

建築住宅局長 折田義浩

監理課長 安田昌史

用地対策課長 安倍千佳子

首席審議員
兼土木技術管理課長 弓削真也
道路整備課長 大和勇紀
道路保全課長 谷水秀行
首席審議員
兼都市計画課長 高橋慶彦
下水環境課長 堤哲也
河川課長 工藤康隆
港湾課長 田村伸司
砂防課長 橋口英介
建築課長 佐澤毅
営繕課長 今福裕一
住宅課長 上野美恵子

事務局職員出席者

議事課主幹 真田美也子
政務調査課課長補佐 都富真一

午前9時59分開議

○西山宗孝委員長 ただいまから第3回建設常任委員会を開会いたします。

本日の傍聴はございません。

前回委員会以降に、執行部幹部職員の異動がありましたので、自己紹介をお願いしたいと思います。

西田総括審議員兼河川港湾局長。

○西田河川港湾局長 本日付で総括審議員兼河川港湾局長を拝命しました西田将人と申します。一生懸命取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○西山宗孝委員長 それでは、付託議案等の審査を行いますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続い

て、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

○菰田土木部長 おはようございます。

それでは、今定例会に提出しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告いたします。

まず、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興についてです。

令和2年7月豪雨から間もなく5年となります。土木部所管の公共土木施設の災害復旧事業につきましては、県と市町村を合わせて、5月末時点で、3,642か所のうち、97%となる3,541か所が完了しました。残り101か所についても、一日も早い完了に向けて、全力で取り組んでまいります。

なお、本県を含みます九州北部地域は、例年より4日遅い梅雨入りとなりましたが、幸いにも、これまで大きな公共土木施設の被災は発生しておりません。引き続き、災害発生時の応急対策や逃げ遅れゼロに向けたソフト対策など、国や関係市町村と連携を図りながら、県民の安全、安心の確保にしっかりと取り組んでまいります。

次に、国土強靭化の推進についてです。

国において、国土強靭化実施中期計画が6月6日に策定されました。事業規模は、これまでの5か年加速化対策を上回る、今後5年間でおおむね20兆円強程度とされ、さらに、今後の資材価格、人件費高騰等の影響については、予算編成過程で適切に反映することとされています。

この計画を踏まえ、県では、県国土強靭化地域計画の本年度中の改定を予定しており、対策が必要な箇所や事業費の精査をさらに進め、引き続き、県内全域で災害に強い県土づくりが着実に進むよう取り組んでまいります。

次に、幹線道路ネットワークについてです。

熊本県新広域道路交通計画に位置づけている熊本都市圏3連絡道路につきましては、5月11日に熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会の総会を開催し、関係者一丸となって、早期実現に向けて取り組むことを改めて確認しました。

本道路のルート帯決定など計画の具体化に向け、5月20日から、住民の皆様を対象に、地域と道路の課題についての意見聴取を開始しました。引き続き、本道路の早期実現に向け、国の御協力をいただきながら、熊本市と連携して取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提出しております土木部関係の議案等について御説明いたします。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案2件、条例等関係議案8件、報告関係7件でございます。

今回の補正予算につきましては、道路事業などの国庫補助の増額に伴う経費及び熊本セミコン特定公共下水道の整備に係る経費36億2,600万円余の増額補正をお願いしております。

条例等議案につきましては、熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての条例改正1件、工事請負契約の変更について1件、専決処分の報告、承認案件6件の計8件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、繰越関係7件を御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興についてなど2件を御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

今後とも、災害からの復旧、復興、国土強靭化をはじめ、県内各地域における社会基盤の整備、保全を着実に推進してまいりますの

で、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願ひいたします。

○西山宗孝委員長 引き続き、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○安田監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料といたしまして、常任委員会の説明資料、それから、参考資料としまして、条例改正関係新旧対照表、その他報告事項2件を準備しております。

それでは、資料1ページをお願いいたします。

令和7年度6月補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、国庫内示に伴う道路事業などの事業費増に係る予算、それから、熊本セミコン特定公共下水道の整備に係る予算を計上しております。

1ページ、上の表2段目、今回補正額は、表真ん中辺りの一般会計のうち、投資的経費25億4,600万円余、右から2つ目、特別会計等計10億8,000万円、今回補正額合計36億2,600万円余となります。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりでございます。

2ページは、6月補正予算の総括表になります。

一般会計及び特別会計等ごとに、各課の補正額とその財源内訳を記載しております。

表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いいたします。

国支出金14億7,200万円余、地方債16億2,500万円、その他3億6,000万円、一般財源1億6,900万円余となっております。

以上が土木部の6月補正予算の状況でございます。

監理課は以上です。

○大和道路整備課長 道路整備課でございま

す。

3ページをお願いいたします。

上から3段目の地域道路改築費でございますが、23億8,900万円余の増額補正を計上しております。

これは、国庫内示に伴う増額で、国道分として、国道445号ほか18か所及び県道分として、玉名立花線ほか105か所の整備を行うものです。

次に、債務負担行為の設定について御説明させていただきます。

2段目の道路改築費でございますが、表右側説明欄のとおり、2億5,000万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、国道266号大矢野道路の工事における上1号橋下部工について、発注段階から適正な工期を確保し、円滑に工事を進めるためのものです。

道路整備課は以上です。

○堤下水環境課長 下水環境課でございます。

4ページをお願いします。

下水道事業会計分でございます。

1段目の熊本セミコン特定公共下水道建設費でございますが、10億8,000万円を計上しております。

これは、2段目の管路施設等の建設改良費及び3段目の固定資産購入費の右側説明欄のとおり、半導体産業集積に係る新処理場建設に伴う測量試験委託や用地買収等を行うもので、本年3月の事業化により、事故繰越された令和5年度の国費に係る事業費を計上するものです。

下水環境課は以上です。

○橋口砂防課長 砂防課でございます。

5ページをお願いします。

上から2段目の地すべり対策事業費でございますが、2,000万円余の増額補正を計上し

ております。

これは、国庫内示増に伴い、天草市の上久保地区において、地滑りによる被害を防止、軽減するための地滑り防止施設を整備するものでございます。

3段目の砂防設備等緊急改築事業費でございますが、1億3,500万円余の増額補正を計上しております。

これは、国庫内示増に伴い、芦北町の山の神川ほか3か所において、老朽化により機能が低下した砂防堰堤などを改築するものでございます。

砂防課は以上です。

○高橋都市計画課長 都市計画課でございます。

7ページから14ページまでが、議案第10号の熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、14ページの概要にて御説明いたします。

1、条例の名称は、熊本県都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

2、制定改廃の必要性につきましては、物価変動により電気料金などの経費単価が上昇し、公園の施設管理経費が増大しております。今後も安定した施設管理を継続していくために、物価変動の影響を適切に反映した使用料の額へ改正するとともに、施設の利用実態に見合った料金区分を整備する必要があるためでございます。

3、内容につきましては、(1)の都市公園内の有料公園施設について、使用料の額と料金区分を改正するものでございます。

具体的には、別冊で配付しております条例改正関係新旧対照表で御説明いたします。そちらを御覧いただきたいと思います。

最初に、使用料の額の改定でございます。

1ページを御覧ください。

左側が現在、右側が改定後の使用料の額と

なります。有料公園施設全般にわたって、右側の使用料の額のとおり改定するものでございます。

次に、料金区分の改正でございます。

5ページを御覧ください。

これは、施設の一部を使用する場合の料金区分を新たに設けるものでございます。

上段の左側の料金区分最下段に、陸上競技で使用する器具一式の使用料710円がございます。現在の料金区分では、器具一式の使用料金設定しかないため、器具の一部を使用する場合でも、器具一式の使用料710円を支払う必要がございます。このため、右側のように、それぞれの器具に応じた料金設定を新たに設けた料金区分に改正するものでございます。

説明資料の14ページにお戻りください。

3の内容の(2)と(3)でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行し、必要な経過措置を附則に定めております。

都市計画課は以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。

15ページをお願いします。

第17号議案、工事請負契約の変更についてでございます。

内容につきましては、16ページ概要により御説明申し上げます。

工事名、国道266号地域連携推進改築(新大矢野トンネル)工事他合併。工事内容、トンネル工。工事場所、上天草市大矢野町。請負契約締結日、令和4年12月22日。請負業者、竹中・吉永・吉田・大政建設工事共同企業体。変更契約工期、工期の末日、令和7年9月30日までを令和8年1月30日に変更。変更契約の金額、48億8,079万9,088円を54億3,570万6,012円に変更するものでございまして、5億5,490万6,924円の増額となります。

変更理由は、工期、金額とも同じでございますが、事前の調査では確認されなかった地

質の変化への対応に係る増工に伴う工期の延長及び増額等でございます。

監理課は以上でございます。

○谷水道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵等に関する専決処分の報告及び承認については、17ページの第20号議案から22ページの第25号議案までの6件でございます。

議案の説明につきましては、23ページの概要の一覧表にて説明いたします。

まず、議案番号20号です。

本件は、令和6年9月22日午後2時25分頃、合志市栄において、被害者が、一般国道387号を菊池市方面から合志市方面に向けて、普通乗用自動車で進行中、対向車線へ進入した前車に繰りて対向車線に進入したところ、対向車に気づき、自車線に戻った際、進行左側の雑木林から道路上に倒れていた竹に衝突し、左前部フェンダー等を損傷したものです。

被害者には前方不注視の過失があったことから、過去の事例等を踏まえ、損害額の3割に当たる10万167円を賠償しております。

次に、議案番号21号です。

本件は、令和6年10月9日午前8時55分頃、山鹿市坂田において、被害者が、主要地方道玉名山鹿線を山鹿市山鹿方面から玉名郡和水町方面に向けて、大型貨物自動車で進行中、進路左側ののり面に生育し、道路上空にせり出した竹に衝突し、フロントガラス等を損傷したものです。

被害者には前方不注視の過失があったことから、過去の事例等を踏まえ、損害額の5割に当たる17万2,084円を賠償しております。

次に、議案番号22号です。

本件は、令和6年12月6日午後0時15分頃、上益城郡益城町大字宮園において、被害者が、一般県道益城菊陽線を上益城郡益城町

方面から熊本市東区戸島方面に向けて、普通乗用自動車で進行中、対向車と擦れ違うため、左側の路側帯に寄った際、路側帶上に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、損害額の4割に当たる3万2,296円を賠償しております。

次に、議案番号23号です。

本件は、令和7年1月17日午後3時10分頃、上益城郡山都町柳において、被害者が、一般国道325号を宮崎県方面から阿蘇郡高森町方面に向けて、普通乗用自動車で進行中、進路前方の自車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、損害額の4割に当たる1万20円を賠償しております。

次に、議案番号24号です。

本件は、令和7年2月20日午前0時頃、天草郡苓北町都呂々において、被害者が、一般国道389号と道路区域内ののり面の間にある被害者敷地に軽四輪乗用自動車を駐車中、同のり面からの落石により、フロントガラスを損傷したものです。

本案件は、直撃案件であり、被害者が事故を回避することは困難であることを踏まえ、過去の事例等を参考に、損害額全額7万8,815円を賠償しております。

最後に、議案番号25号です。

本件は、令和7年3月1日午後8時頃、上益城郡山都町長崎において、被害者が、一般国道218号を山都町馬見原方面から宮崎県方面に向けて、普通乗用自動車で進行中、進路前方の自車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、事故の発生が夜間であったことを考慮し、損害額の7割に当たる5万2,175円を賠償しております。

今後も、パトロールを徹底するとともに、市町村等とも連携し、道路異常通報制度の周知を図り、道路管理、事故の未然防止に努めてまいります。

道路保全課は以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。

25ページをお願いいたします。

令和6年度繰越計算書でございます。

まず、1、繰越明許費でございますが、一般会計1件と特別会計等4件、合計で5件の報告となります。

(1)一般会計の翌年度繰越額は、10課の合計になります。表右から2行目最下段になりますが、741億9,423万円余、(2)港湾整備事業特別会計の翌年度繰越額は7億7,423万円余、(3)臨海工業用地造成事業特別会計の翌年度繰越額は5億5,323万円余、(4)用地先行取得事業特別会計の翌年度繰越額は6,269万円余、(5)下水道事業会計の翌年度繰越額は26億9,263万円余、5つの会計を合わせました翌年度繰越額は、782億7,702万円余でございます。

昨年度の繰越明許費合計が大体766億円でございますので、比較いたしますと、17億円程度増額になっておるところでございます。

熊本地震、令和2年7月豪雨分の繰越額が減少した一方で、別枠で創設いただいた地域産業構造転換インフラ整備推進交付金、また、八代地域の南北幹線の橋梁工事の本格化に伴う予算増等々がございまして、昨年度とほぼ同規模の水準となっているところではございます。

なお、各課別の繰越しの詳細につきましては、27ページから45ページにかけて記載しております。

続きまして、26ページの事故繰越でございます。

一般会計1件と特別会計等1件、合計2件の報告となります。

(1)一般会計の翌年度繰越額は、5課の合計で112億1,543万円余、(2)下水道事業会計の翌年度繰越額は7,046万円、2つの会計合わせた翌年度繰越額は、112億8,589万円余でございます。

こちらも、昨年度の事故繰越額は85億円でございますので、今回、28億円程度の増額となっております。

主な要因としまして、令和5年度に創設されましたインフラ整備交付金のうち、18億円程度、また、今年度中の開通を予定しております熊本高森線の4車線化事業、こちらのほうで15億円増ということで増加となっておるところでございます。

なお、各課別の繰越しの詳細につきましては、47ページから53ページにかけて記載しております。

繰越事業につきましては、今年度も、しっかりと進捗管理を行い、土木部全体で取り組んでまいりたいと思っております。

監理課からは以上です。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課、事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑ありませんか。

○坂田孝志委員 5ページ、砂防課、盛土は砂防課だったですかね、どこだったか。（「建築課よ」と呼ぶ者あり）建築か。なら、これには直接関係なかったいな。（「その他」と呼ぶ者あり）それならば、部長、あなたの冒頭の挨拶で、国土強靭化、20数兆円強。ただ、骨太にももう盛り込まれたんでしょうから、それに向けての県としての意気込

みというか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

○菰田土木部長 御意見ありがとうございます。

説明の中でも述べましたけれども、県内各地の強靭化、防災・減災、取り組むべき事業、課題は山積していると思っております。それらに向けて、しっかりと我々も、県として、県の地域計画を策定して予算要求等もお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

今取り組む過程の中で、ハード事業だけに限らず、ソフト事業も含めて漏れなく地域計画の中に位置づけられるのかというところ、そういった意味での近年の能登半島地震とかそういう、また、あと、陥没事故とかそういう事柄もあっておりまして、ちゃんとリスクシナリオを立てた上で、脆弱性の評価を適切に反映して、推進方針としても取り組んでいきたいなと思っています。

以上でございます。

○坂田孝志委員 これからのことですから、十分体制を整えて臨んでもらいたいと思います。

一方で、先ほど監理課長からもありましたように、繰越しもあることですから、やはりこの府内体制といいますか、また、出先の振興局あたりの体制も整えながら、やはり消化できるような体制で、予算が増えれば、ますますまた繰越しも考えられますから、やはりそこら付近は、陣容を確保しながら、やっぱりやっていくべき事柄じゃないのかなとか、こう思いますから、十分そこは整えて頑張っていただきたいと思うし、精いっぱい頑張ってください。

○菰田土木部長 ありがとうございます。

○西山宗孝委員長 ほかに。

○本田雄三委員 御説明ありがとうございます。

その他かもしれません。下水環境課さん、ちょっと予算的にはよくこの辺見えないんですけれども、今、部長からもありましたとおり、下水道の経年劣化といいますか、そういう部分の点検とか、そういう部分というのは、こういう中には全然含まれていないのでしょうか。それとも強靭化のほうで見ていかれるような内容なんでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。

○堤下水環境課長 今、委員のほうから質問ございました点検につきましては、管路の点検等は定期点検というものを実施しておりますし、日常の点検も踏まえて、そういう危険な箇所、例えば道路の陥没とか、そういった変状の点検とかを見まして、必要な箇所の管路の確認とかを今やっているところです。

今回上げましたのは、熊本セミコンの特定の予算ということでございますので、通常の管路の点検等は、県が持っております流域下水道につきましては、指定管理者に管理をお願いしていますので、そちらのほうでしっかりと取り組んでいるというような状況でございます。

○本田雄三委員 昨今、あちこちで陥没とか漏れ出したという部分で、ニュースにもなることがありますと、そういう部分、臨機応変に対応できるように、指定管理者含め、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 先ほど菰田部長から説明ご

ざいました令和2年7月豪雨からの復旧、復興について、本当に県と市町村合わせて、もう97%終了ということでございまして、本当に心より感謝申し上げたいと思いますし、残り3%、またスピード感を持って取り組んでいただければなというふうに、心からお願ひ申し上げたいというふうに思います。

そこで、やはり事業を推進するに当たって、用地買収を先行するというか、何かそういう部分というのは非常に大事なのかなというふうに思うんですけども、そこら辺というのは一体的な取組だとは思うんですけども、先ほど、繰越明許費とかで用地先行取得事業特別会計というのがあって、繰越額が金額的に少ないので、要は先行して取得できているんだろうというふうな理解をちょっととしたんですけども、そこら辺はどうですか。

○安倍用地対策課長 用地対策課でございます。

繰越しについては4件ということで、そのほとんどを取得しております。そして、その4件についても、2件については4月、5月に一応完了しておりますので、残り2件については、相続等でちょっと時間がかかるところではございますけれども、鋭意進めているところでございます。

そういう意味におきまして、用地職員のほうが、もう用地取得に関しては、特に災害等についても鋭意進めておりますので、そういう中で、できるだけ早く用地を取得して工事のほうに結びつけられるようにということで実際やっておりますので、繰越しに関しては、こういう形で、残り4件というところで終わっております。

○菰田土木部長 ちょっと今の説明の補足を少しさせていただければと思います。

事業を進める上では、当然用地ストックが必要になるかと思っております。用地をスト

ックする上では、近年、補正予算とかそういうのも、また災害とか大きく発生している状況の中で、なかなかそういうストックが大きく確保できていないような状況ではございますけれども、県土木部挙げて、基本的な主要事業である道路事業とか、また、河川事業については、そのストック化が図れるように取り組んでいるところでございます。

今現在、対象事業数としては大体51事業ぐらいをストック事業として対処しております、そのうち約160億円ほどの用地ストックを確保するような取組は進めているところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 ありがとうございます。
用地課長も、喉の調子が悪いんですね。

○安倍用地対策課長 申し訳ありません。

○吉永和世委員 しっかりと対応いただいているということでございまして、また、今後もやはり用地先行取得というのは事業推進にとって非常に大事かなと思いますので、代わられてすぐでございますが、しっかりと頑張っていただければと。

○安倍用地対策課長 ありがとうございます。

○吉永和世委員 お願いしたいと思います。

○西山宗孝委員長 よろしいですか。

○吉永和世委員 はい。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○住永栄一郎委員 ちょっとお尋ねします。
道路保全課の、先ほど言われとったこの損

害額というのは、これは、パーセンテージで言われとった分というのは、これは、どんなふうにして払っていらっしゃるんですか。17ページ以降。

○谷水道路保全課長 賠償金につきましては、県のほうで損害保険会社のほうと道路賠償責任保険を契約しております、損害保険会社のほうから支払いのほうがなされるようになってございます。

○住永栄一郎委員 県でこれを出しているというわけではないですね。

○谷水道路保全課長 今おっしゃったとおりでございます。

○住永栄一郎委員 ありがとうございます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○住永栄一郎委員 最初説明があった分で、この3連絡道路のことなんですけれども、これの意見を伺うのを開始されたということですが、先日、私も新聞でこれを拝見させていただきました。それ以外に、今どういった方法でこの意見を集めていらっしゃるのかというのをお伺いしたいんですけども。

○大和道路整備課長 道路整備課でございます。

3連絡道路に関して、今意見聴取を開始させていただいているところですが、無作為で抽出いたしました都市圏の皆様方に郵送で、まず、アンケートということをやらせていただいています。

また、役場のロビー等をお借りしまして、オープンハウスですとか、そういったところで、来場された方々に対して説明を行って、ヒアリングを行うということ、それと、今後

は、また、企業の皆様方も訪問させていただいて御意見を聴取するということで、5月20日から始めておりまして、約1か月間で6,000件程度の今御意見をいただいているところです。これも、引き続き8月31日まで予定しております、極力多くの方々から御意見がいただけるように取り組んでいるというところでございます。

○住永栄一郎委員 ありがとうございます。
偏ったというかではなくて、なるべく一般の方々にも広く周知するために、例えば、今で言えば、一番分かりやすいのは、例えばテレビCMだったりとか、あるいはSNS、そういうのもやっぱり活用して、なかなか役場に行かない、あるいは大きい企業に行かない方というのは、やっぱりいろいろと分かれると思うんですよ。

ですから、そういうところも含めて、あとは、いろんな意見を聞いていただきたい早期の実現を目指していただきたいと思っているもんで、ぜひ何かそういった活用もしていただけないかなというふうに思います。

○大和道路整備課長 御意見ありがとうございます。

もう委員御指摘のとおり、多くの方々に広く周知したいと思っておりますので、今御意見いただきましたSNSの活用ですか、そういうものについても、しっかりと取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

○西山宗孝委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第10号、第17号及び第20号から25号までについて、一括

して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外9件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外9件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出こととしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西山宗孝委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○工藤河川課長 河川課でございます。

右上に報告事項1と記載のあります資料をお願いいたします。

緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興についてです。

本件につきましては、昨日の総務常任委員会でも同様に御報告をいたしております。

まず、1番、緑の流域治水の主な取組状況といたしまして、(1)球磨川流域治水協議会についてです。

6月5日に、第11回球磨川流域治水協議会を開催いたしました。当日は、出水期を前

に、国、県、流域市町村から、球磨川水系流域治水プロジェクトの取組状況報告を行いました。

引き続き、流域全体の総合力で安全、安心を実現していく緑の流域治水を進めてまいります。

次に、(2)川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザリー会議についてです。

川辺川の流水型ダムにつきましては、昨年11月に、国において、法と同等の環境アセスメント手続が完了したところでございます。引き続き、有識者から助言をいただきながら、さらなる取組を進めるため、国、県で川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザリー会議を設置し、6月13日に第1回会議を開催いたしました。

今後も、随時会議を開催し、令和17年度目標とされておりますダム完成のその後までを見据えた長期にわたる環境モニタリングの継続的な実施等が予定されております。

続きまして、(3)くまもと防災復興ウィークについてです。

昨年度に引き続いての取組となります、6月29日から7月5日までをくまもと防災復興ウィークと設定し、豪雨からの創造的復興の進捗状況や緑の流域治水の取組等の発信を取り組んでまいります。

また、発災日である7月4日には、県庁各部局が一体となり、被災地の創造的復興へ向けた取組を加速するため、第17回となります令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議を開催いたします。

間もなく令和2年7月豪雨から5年となります。さらなる防災意識の高揚のためにも、引き続き豪雨災害の教訓の発信に努めてまいります。

資料の裏面を御覧ください。

(4)球磨川水系の県管理河川での河川整備の状況です。

芦北町の吉尾川では、治水対策と新たな河

川環境の創出を両立させる取組を、流域住民の皆様や県立大学をはじめとした研究機関と共同で進めています。5月17日に、関係者による川づくり座談会を昨年度から引き続き開催したところでございます。

また、堆積した土砂の掘削など、各所で事業を進めています。

続きまして、五木村・相良村の振興について御報告いたします。

五木村では、3月25日に、五木村の振興を確認する場を開催し、村、県、国の3者で“ひかり輝く”新たな五木村振興計画の令和6年度の進捗及び令和7年度の計画について確認しました。その後、確認する場で確認した振興計画の内容を村民に説明し、意見交換を行うため、国、県同席の下、行政座談会が開催されました。

3つ目のポツに記載のとおり、計画に沿った取組が進んでいるところでございます。

次に、相良村でも、5月13日に、知事が村を訪問し、村及び村議会に対して、県の令和7年度における相良村振興策の取組について説明をいたしました。今後も、村から提案を受けた地域振興策など190項目の施策の実施に向け、スピード感を持って取り組んでまいります。

引き続き、国、五木村、相良村と一体となって、目に見える形で両村の振興を推進してまいります。

報告は以上です。

○田村港湾課長 港湾課でございます。

報告事項2をお願いします。

水俣湾環境対策基本方針に基づき、毎年度、水俣湾の環境調査及び水俣湾埋立地の点検、調査を実施しており、翌年度、その結果を経済環境及び建設常任委員会で報告しております。

1ページ、1、水俣湾の水質等の水銀調査結果です。

調査項目等は、(2)のとおり、令和6年度も、水質、底質、地下水及び魚介類について、水銀含有量等の調査を実施しました。なお、調査箇所は3ページに示しております。

調査結果は、(3)のとおり、ア、水質及び地下水とも総水銀は検出されておりません。イ、底質については、水銀を含む底質の暫定除去基準を下回っております。ウ、魚介類については、魚介類の水銀の暫定的規制値を下回っております。

(4)今後の予定ですが、今年度も引き続き調査を継続する予定です。

裏面の2ページをお願いします。

2、水俣湾埋立地の点検・調査結果です。

点検、調査項目等は、(2)のとおり、水質検査、地盤調査、構造物変状調査について実施しました。なお、調査箇所は、1と同様、3ページに示しております。

点検・調査結果は、(3)のとおり、ア、埋立護岸前面海域及び埋立地内地下水の水質について、総水銀は検出されておりません。イ、地盤調査では、異常な沈下及び陥没は見られませんでした。ウ、構造物変状調査では、構造に影響を及ぼすような変状等は見られませんでした。

(4)今後の予定ですが、今年度は、6年度と同様の年1回の定期点検に加え、構造物の水中部目視調査、鋼材の肉厚測定など、5年に1回の詳細点検も実施する予定です。

港湾課は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 質疑がなければ、以上で質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員から何かございませんでしょうか。

○坂田孝志委員 盛土のことですが、盛土規制で、盛土によっていろいろ事故が起きないようにということはもう大事なことであろうと思いますが、一方で、業者が工事をされるときの、当然、そういう工事で出てくる土砂がありますよね。それを仮置きする場合、それも対象になっているんでしょう。それをきちんと管理しているところだったら——でないと、あんまり上に積めないと、工事の進捗にいろいろ支障を来す場面も出てくるんじゃないかなと思ってですね。仮置きと、本当にそこに盛土で埋め込むと、そういうのはやっぱり違えてやるべきじゃないかなと。業者もそれを心配して、工事がなかなか進まぬばいと。そこはどんなふうに捉えておられますですかね。

○佐澤建築課長 建築課でございます。

盛土に関して、工事中の一時置きということでの御質問かと思いますけれども、確かに、ストックヤードとか土捨場とかそういったところは対象にはなるんですけども、工事期間中に一時的に仮置きするということについては、工事エリア内ということであれば対象にはしておりませんので、その辺りは個別に丁寧に御説明をしていくかと思っておりますけれども。

○坂田孝志委員 エリア内にそういうヤードというか、置き場所があればいいんでしょうけれども、ヤード内で収まらないとき、どこか違うところに置かなきゃならない。そういうことも場面場面では出てくると思うんですよね。やっぱりそういうのを考えないと、そうじゃないと、県で土捨場を確保して、そこに置いていただくとか、そういうようなこともやらざるを得ぬことも出てくるんじゃないかなと、こう思いまして、県でまた土捨場確保する、これはまた大変でしょうから、やっぱりそこは柔軟な対応といいますか、危険が

生じないように当然管理は必要ですよね。人が入らないように、そういうことを施しながら工事を進めると。工事をやるのは一つの大きなこれは命題でありますから、そういう支障がないように、そこら辺はよくバランスを取るというんですかな、柔軟解釈というんですかね、そこら辺でやってもらいたいなと、こう思っておりますが、いかがなもんですかね。

○佐澤建築課長 建築課でございます。

委員おっしゃること、ごもっともですけれども、規制法の観点は、やはりその危険な盛土をなくす、または、監視して、そうならないように適切に指導等を行っていくところにございます。

今おっしゃるように、工事期間中に一時的に置いて、それが終わったら撤去されるというようなところにつきましては、先ほど申しましたように、工事エリア内であれば対象にはならないということでございますが、工事エリア外におきましても、その工事との関連性が明確であれば、その辺りは対象外とするようなこともできますので、そういったところにつきましては、重ねて申し上げますけれども、いろいろ御相談を受けながら丁寧に対応するということで、その辺の、差別化じゃないですけれども、円滑に工事が進むようなところについては配慮ができるかと思います。

○坂田孝志委員 出先の振興局の土木事務所ですかね、そういうところにもよく周知して、業者にもそういうことをおっしゃってもらわぬと、工事を進める請負業者はそこを心配しますから、これはきちんとやってもらいたいと思います。

以上でございます。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 能登半島地震ですか、あのとき、やはり初動において、やっぱり建設産業の数が少なかったというそういう現状が見えてきたということで、それは現地にそういう意識というか、建設産業があるべきだというそういう考え方があったのかなかつたのかよく分かりませんけれども、あれを教訓として、熊本県においても、建設産業はある程度の数、やっぱり地域において必要なんだろうという認識は多分今後の防災、減災においても、必要性が増して認識度が上がったのかなって感じするんですけども、本県においては、各地域ありますけれども、それと建設産業の数というか、そういうところは今保たれているのかなというのを、ちょっとそこら辺教えていただければと思うんですけども。

○安田監理課長 監理課でございます。

地域のバランスというのはもう非常に大事なところでございまして、その予算配分でございますとか、あと、業者の数とかそういうところについては、例年、その予算の確保状況にもありますが、大体1社当たりどれぐらい受注量があるのかとかそういうのも、必ず私どもが考えて配分もしておりますし、業者さんのその格付の数でございますとか、地域に大体何社ぐらいあればいいのかとかそういうのも、一応考えながらさせていただいているところではございます。

○吉永和世委員 非常に大事なところだと思いますので、しっかりと対応をお願いしたいと思うんですけども、やっぱり、ないといかぬというの分かるんですけども、やっぱり人材不足というところで、その人材が確保できないと、重機があってもそれを動かす人がいないと、結局駄目なわけなんで、そこら辺をしっかりとやっぱり、その人材をいかに育

成、確保していくのかというところは本当に大事なところだと。

前総理もおっしゃいましたが、やっぱり人への投資というか、そこをしっかりと取り組んでいく必要があるのかなという感じはするんですけども、そこら辺において、その人材、人への投資ということで、今、これはやっていますよというのが何かあれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

○安田監理課長 6月10日に、グランメッセのほうで建設産業界の方と高校生のほうが大体800人ぐらいで、業者さんのほうが60社ぐらい、各社でブースを出していただいて、そちらのほうで、企業の説明会という形でマッチング会をさせていただきました。

これは、例年、数年前からさせていただいて、結果として、そういう場があったことによって自分のところに入っていたいただいたというようなお話を頂戴しておるところがございます。

まず、そういうのを少しずつ建設産業の方々と意見交換をしながら続けていきたいなと。変えられるところは変えていって、継続できるところは継続していきたいなというふうに思っておりますし、また、建設業協会の皆様方の各地域、各支部のほうとも意見交換会を毎年、年1回させていただいておりまして、といった中でも、人材不足のお話を頂戴しておるものですから、例えば、外国人材の活用でございますとか、自分のところはこういうようなやり方をやっているよとかいうようなお話を頂戴しておりますので、また、意見交換をしながら、よりよい方向に行くよう努めていきたいなというふうには思っておるところでございます。

以上です。

○吉永和世委員 ありがとうございます。

なんですか、人がいないからもう会社閉め

ますというのは何か非常に悲しいことなので、やっぱりいい外国人を活用したからでもいいんですけども、よりいい体制というか、そういうようなものをどんどん出していただいて、これってうちでも対応できるなとか、何かそういった好事例を参考として、できるようにしていただければ非常にありがたいなと思います。

それと、やっぱり今の熊本地震とか、あと、R2の災害があって、復興歩掛かりという言葉をよく聞いたりしたんですけども、建設産業、やっぱりその量を出していかないと、例えば人も雇えませんし、いろんな部分でやっぱり利というのは必要なんでしょう。この復興歩掛かりって今どういう推移でいつているのかなとちょっと思うんですけども。

○弓削土木技術管理課長 今、委員のほうから御質問がございました復興係数、復興歩掛かりについてですけれども、今年度、令和7年度については、基本的には昨年度を引き継いでいるような形で、復興係数としましては、共通仮設費、現場管理費等については、1.1の割合での増加させているということと、復興歩掛かりにつきましては、土工について、通常の標準作業量、これの10%が低減されるような歩掛かりということで、100立米掘るのに10%はちょっと難しい、やるのが遅くなるというような歩掛かりですね。そういうことで、復興歩掛かりのほうも設定されているということです。

以上です。

○吉永和世委員 基本、これは、建設産業にプラスになるような考え方でこれが活用されているというふうに思えばいいんですかね。

○弓削土木技術管理課長 基本的な、通常のこの復興係数、復興歩掛かりがないものと比

べますと、当然、こちらの係数、歩掛かりがあるほうが、建設請負者にとっては有利だという考え方ですね。

以上です。

○吉永和世委員 ということは、発注係数、発注歩掛かりというのは、これは、基本、そのベースとなるその部分で多分あるんだろうと思いますけれども、これは県にあるんですか、それとも国交省が持っているんですか。

○弓削土木技術管理課長 基本的には、全て国がつくっている大本の体系がございまして、それに対して復興係数、復興歩掛かりということで、全て一応これは、熊本県全域で今やっているところなんですけれども、国のはうも同じような復興係数、復興歩掛かりを採用されているという認識でありますけれども。

以上です。

○吉永和世委員 これは、市町村もこの国のやつを参考にしてやるということですか。

○弓削土木技術管理課長 そうですね。今県と国の話をさせていただいたところですけれども、ちょっとそこはすみません。今日、資料はちょっと持ってきてないところでございまして、申し訳ございません。それについては、また、委員長に御了解いただきまして、先生のはうにはお伝えしたいと思います。

○西山宗孝委員長 後ほど資料提出お願いします。

○菰田土木部長 先ほど、委員のはうから、建設産業の担い手の話がございましたので、少し補足的にお話しさせていただきます。

我々、インフラ関係、社会基盤を整備するに当たっても、また、維持管理をするに当た

っても、加えて、災害発生時の対応等を含めましても、やっぱり建設産業の皆様が行っていただけるというのはもう非常に重要なことだと思っていますし、重要な産業であるというふうに思っているところでございます。

そういう意味で、先ほど課長のはうからも説明がありましたけれども、建設業界と連携した様々な取組というものは、これからもやっていきたいというふうに思っているところです。

先ほど委員から言いました外国人の方の多様な人材の確保というのも、その取組の中でも、いろいろ施策的に取り組めるところがあれば、一緒に連携していきたいなというふうに思っているところです。

とにかく、建設産業、地域の守り手として、我々は、非常に重要な、必要不可欠であるというふうに思っているところでござりますので、いろんな場面でも意見交換をやりながら、働き方改革も必要ではございますけれども、そういったところで業界の持続的な発展というか、維持ができるような取組を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○吉永和世委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。——なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

これをもちまして第3回建設常任委員会を閉会いたします。

午前10時57分閉会

ここに署名する

建設常任委員会委員長